



# 熊本県公報

第13334号  
令和6年(2024年)  
5月28日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 公 告**
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 1
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 2
- 公共測量の実施…………… (監理課) 2
- 公共測量の実施…………… ( // ) 2
- 公共測量の実施…………… ( // ) 2
- 牛深漁港漁港施設用地における水産加工事業者の募集…………… (漁港漁場整備課) 3
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 登 載 依 頼**
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
スターホームYATSUSHIRO 八代市高島町4228番地8	五黄物流株式会社 大阪府堺市東区八下町二丁目94番地1 伊集院 亮	共同生活援助	令和6年(2024年)5月1日
短期入所スターホームYATSUSHIRO 八代市高島町4228番地8	五黄物流株式会社 大阪府堺市東区八下町二丁目94番地1 伊集院 亮	短期入所	令和6年(2024年)5月1日

## 公 告

### 熊本県公告第338号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木 村 敬

#### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
杉下 政一	人吉市	人吉市東漆田町字椎貝1863番
重元 久孝	宇土市	宇土市走潟町字走潟628番

竹下 大史	宇土市	宇土市神合町字宮下170番ほか1筆
農事組合法人走潟	宇土市	宇土市走潟町字走潟139番1ほか2筆
有限会社重元園芸	宇土市	宇土市走潟町字走潟720番ほか7筆

2 認可年月日  
令和6年(2024年)5月17日

**熊本県公告第339号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営第三一の宮地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称  
県営第三一の宮地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年(2024年)5月29日から令和6年(2024年)6月25日まで
- 縦覧場所  
阿蘇市役所

**熊本県公告第340号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(用地測量)	令和6年(2024年) 5月15日から 令和6年(2024年) 12月20日まで	上益城郡山都町地内

**熊本県公告第341号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により益城台地中土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量、 出来形確認測量)	令和6年(2024年) 5月17日から 令和7年(2025年) 3月31日まで	益城町大字古閑字横道、字豊之内、字宅地の各一部、 大字広崎字立古閑、字六本木の各一部及び大字福富字横道の一部

**熊本県公告第342号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザ測深)	令和6年(2024年) 1月31日から	菊池川管内

令和6年(2024年) 12月28日まで
-------------------------

**熊本県公告第343号**

牛深漁港の漁港施設用地における水産物加工事業者について、次のとおり募集する。  
令和6年(2024年)5月28日

熊本県知事 木村 敬

**1 募集の目的及び対象事業**

熊本県が管理する牛深漁港区域内の本県が所有する用地について、漁港施設用地の有効活用を図り、水産業の振興に資する事業として、水産物加工事業を行う者を募集する。

**2 事業のための用地の概要**

- (1) 所在地 用地① 天草市牛深町字後浜3465番1  
用地② 天草市牛深町字後浜3466番1
- (2) 土地所有者 熊本県
- (3) 面積 用地① (F-49-1、F-50、F-51-2)  
4,444平方メートル  
用地② (F-60、F-114-2)  
4,038平方メートル
- (4) 占用料 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号。以下「漁港管理条例」という。)による。
- (5) 占用期間 10年を超えることができない。ただし、申請により更新は可能とする。

**3 応募資格**

事業に応募することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。  
なお、応募後にその要件を満たさなくなったときは、事業者に係る資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年(2024年)5月28日(火)から起算して1年前の日までに、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (4) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

**4 募集日程**

募集は、次の日程により行う。ただし、(5)の日程は予定であり、必要に応じて変更することがある。

- (1) 募集開始 令和6年(2024年)5月28日(火)
- (2) 現地説明会 令和6年(2024年)6月14日(金)
- (3) 質問事項の受付 令和6年(2024年)6月21日(金) 午後5時まで
- (4) 応募書類の受付期限 令和6年(2024年)6月28日(金) 午後5時まで
- (5) 事業者決定通知 令和6年(2024年)7月下旬

**5 公告関係書類の配布**

公告関係書類は、令和6年(2024年)5月28日(火)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの間に、インターネットの熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課のホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/97/>)から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、次の場所で交付する。

交付場所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課(熊本県庁本館10階)  
電話 096-333-2463(ダイヤルイン)  
ファクシミリ 096-381-8512  
メールアドレス gyokogyojo@pref.kumamoto.lg.jp

交付期間 令和6年(2024年)5月28日(火)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。))を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

**6 利用申請書等の提出方法等**

- (1) 受付期間 令和6年(2024年)6月21日(金)から令和6年(2024年)6月28日(金)までの日(県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。))の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出方法

応募書類は持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。なお、郵便等による提出は、令和6年（2024年）6月28日（金）の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出場所

書類は5の場所に提出する。

(4) 提出にあたっての留意事項

ア 書類の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は必要な場合において応募書類の全部または一部を使用することができる。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 応募のあった法人等の名称等は公表することがある。

エ 書類や審査結果は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、非開示になるものである。

オ 受付期間後、応募書類の再提出又は差替えは原則認めない。

カ 応募書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を依頼する場合がある。

7 質問事項の受付及び回答

公告関係書類の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期限 令和6年（2024年）6月21日（金）

(2) 受付方法 質問票（別紙1）に記入の上、5の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課ホームページにも随時掲載する。

(4) 回答期限 質問を受付けた日の翌日から起算してから5日以内（県の休日を除く）。

8 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施する。なお、希望者がいない場合は実施しない。

(1) 日時 令和6年（2024年）6月14日（金）午前11時から

(2) 場所 牛深漁港漁港浄化施設前（熊本県天草市牛深町3466）

(3) 申込方法 現地説明会申込書（別紙2）に法人等の名称、参加予定者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和6年（2024年）6月7日（金）午後5時までに5の場所に申込むこと。

9 提出書類

応募者は次のとおり利用申請書等の書類を提出すること（別紙3）。

(1) 利用申請書（様式1）

(2) 利用計画平面図（利用箇所及び面積を示したもの）

(3) 法人等の概要（様式2）

(4) 会社の定款（任意様式）

(5) 会社の履歴（任意様式）

(6) 過去3年間の収支状況が明らかにできる書類（任意様式）

(7) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がない法人等であることを証明する納税証明書

(8) 利用申請に係る宣誓書（様式3）

(9) 事業計画書（様式4）

(10) 資金計画書（様式5）

(11) 収支見込額（様式6）

書類提出部数については、正本1部、副本6部とする。

10 事業者の決定方法等

(1) 事業者の決定方法

漁港施設未利用地活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、利用希望者の事業計画等を次の(2)の評価基準に基づいて各委員が評価を行う。さらに県において、評価結果と経営状況等を総合的に勘案して事業予定者を決定する。

(2) 評価基準

	評 価 項 目	評 価 の 視 点
1	事業実施体制	事業を行うにあたり、十分な体制となっているか。
2	利用面積、設備投資及び額	利用面積及び事業目的を効果的に発揮させる設備投資及び額となっているか。
3	資金計画	実現性のある資金計画となっているか。
4	収支計画	実現性のある収支計画となっているか。
5	地域への貢献	地域の活性化に寄与する提案となっているか。

(3) 事業者決定の通知及び非選定理由の説明

- ア 結果の通知  
事業者の決定結果については、応募書類を提出したすべての応募者に通知する。
- イ 非選定理由の説明  
事業者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日間（県の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により非選定理由について説明を求めることができる。期  
間内にお、その回答については、非選定理由について説明を求めることができる。期  
間の最終日の翌日から起算して5日間（県の休日を除く。）に書面により行う。
- (4) 評価対象の除外等  
応募者が次のいずれかに該当する場合は、本件募集の審査の対象から除外する。こ  
とに応じたときは、当該決定を取消す。  
ア 複数の事業計画書を提出したとき。  
イ 選定委員会委員に個別に接触したとき。  
ウ 書類の内容に虚偽又は不正があったとき。  
エ 書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。  
オ 書類の提出後に事業計画を変更したとき。  
カ その他不正な行為があったとき。
- (5) 選定委員会による審査の日時と場所  
利用希望者に対して別途通知するものとする。
- 1 1 1 占用許可の申し込み等  
事業者は、次に留意して占用許可申請を行うこと。  
(1) 事業者の決定は、あくまでも募集をした土地に優先的に占用許可申請ができる権  
利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではない。  
(2) 事業予定者は事業者決定の通知を受けた後、速やかに漁港管理条例第13条に基  
づく占用許可申請を行うこととする。また、許可を受けた日以降、事業着手できる  
ものとする。
- 1 2 1 応募に当たっての留意点  
(1) 応募者は、占用許可を受けた日から1年以内に水産物加工事業に着手しなければ  
ならない。  
(2) 占用許可に当たっては、申請者に対し次の条件を付す予定である。  
① この許可に係る占用に起因して既設工作物又は第三者に損害を与えた場合は、  
速やかに報告するものとし、この許可を受けた者の責任においてこれを処理する  
こと。  
② この許可に基づく権利は、他に譲渡又は転貸しないこと。  
③ この許可は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を取消し又は  
変更することがある。  
ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁港管理条例又は前各号の条件に違反  
したとき。  
イ 公益上又は漁港保全若しくは漁港維持管理上必要があると認められるとき。  
ウ 占用料を指定期日までに納入しないとき。  
④ 許可期間が満了したとき、又は許可を取消されたときは、直ちに原状回復を行  
い、検査を受けること。  
⑤ 許可期間が満了後も継続して占用する場合においては、更新の申請書を許可期  
間満了日の1月前までに、占用を廃止する場合においては、廃止届を速やかに提  
出すること。  
⑥ 漁港及び漁場の整備等に関する法律及び漁港管理条例を遵守すること。  
⑦ 行為（占用）目的以外の行為（占用）及び工作物等の増改築等をしないこと。  
(3) 事業により発生する汚濁水については、牛深漁港漁港浄化施設に接続の上、適切  
に処理すること。  
なお、当該接続に係る費用及び毎月発生する施設使用料については、事業者の負  
担とする。
- 1 3 1 その他  
(1) 必要に応じて、書類の内容について提出者から聞き取り調査を行う。  
(2) 3の応募資格のない者により提出された書類は無効とする。  
(3) 募集への参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

熊本県公告第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位  
置の指定を次のとおり行った。

令和6年（2024年）5月28日

熊本県知事 木村敬

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室1089番地2
- 2 築造者の氏名 石原 チヨ子
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室宇西鶴990番2、同991番2、同993番4、  
同1095番2並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.01メートルから6.25メートルまで

- 5 道路の延長 81.86メートル
- 6 指定年月日 令和6年(2024年)5月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第38号

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第200号

ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年(2024年)5月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和6年(2024年)5月28日から令和7年(2025年)3月31日までとする。